

白山市災害時支援計画

白山市

沿革

- 平成31年 3月 作成
- 令和 6年11月 修正

目 次

第1章 災害時支援計画の概要

1	本計画策定の目的	1
2	本計画の位置づけ	1
3	本計画の適用	2
4	受援体制	2
(1)	受援班の役割	3
(2)	各班の役割	3

第2章 人的支援

1	人的支援の種類	4
2	受援が予想される業務	4
(1)	災害応急対策業務及び災害普及・復興業務	4
(2)	通常業務	5
3	人的支援の受援手順	6
(1)	応援・受援の概要	6
(2)	受援班による要請	6
(3)	災害対策本部による要請	7
(4)	各班・課による要請	7
(5)	一般ボランティアによる協力要請の流れ	8
(6)	専門ボランティアによる協力要請の流れ	8
4	応援職員への携行要請物資	9
5	応援職員等の受入れに関する支援内容	9
(1)	応援職員への支援内容	9
(2)	市内の主な宿泊施設	9

第3章 受援体制の確立

1	物的支援の概要	10
2	物的支援の受入れ方法	11
3	救援物資集積拠点	11

第4章 防災関係機関別の受援体制

1	地方公共団体	12
(1)	県・他市町村	12
(2)	災害時相互応援協定に基づく受援	12
2	自衛隊	12
(1)	派遣要請	12
(2)	活動の内容	13
(3)	災害派遣部隊の受入れ体制	13

3 緊急消防援助隊	14
(1) 応援要請	14
(2) 指揮者（消防長）による要請	14
災害に関する応援協定等の区分別一覧	15
様式編	21

第1章 災害時受援計画の概要

1 本計画策定の目的

近年、全国各地で地震や台風、梅雨前線等の活動に伴う記録的な大雨の影響で大規模な災害が発生し、甚大な被害を及ぼしている。過去の大規模災害時には、全国各地から多くの自治体や防災関係機関、ボランティア等が駆けつけ、被災者の救援や復興に向けた活動など、多岐にわたり大きな力を発揮した。

一方で、被災自治体において具体的な受入体制等が十分に確立されていなかったことから、広域的な応援を受け入れる際に多くの混乱が見られた。

本市においても、森本・富樫断層による地震被害が想定されており、また、大雨による洪水や土砂災害等の大規模災害が発生した場合には、市単独での対応は極めて困難であることから、災害協定を締結している自治体や防災関係機関、ボランティア等からの人的及び物的支援を円滑に受け入れ、有効に活用するための受援体制をあらかじめ定めておく必要がある。

これらのことから、全国からの支援を最大限に生かすため、受援に必要な体制や役割等を定める「白山市災害時受援計画」を策定する。

○受援と応援の位置づけ

受援：災害時に、他の自治体や指定行政機関、指定公共機関、民間事業者、N P O やボランティアなどの各種団体から、人的及び物的支援を受け、効果的に活用すること。

応援：災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援、提供すること。

○受援の区分

受援には、災害時応援協定を締結している自治体、関係団体等から受ける人的支援と、他の自治体、民間団体などから水、食料、生活用品等の物的支援に区別される。

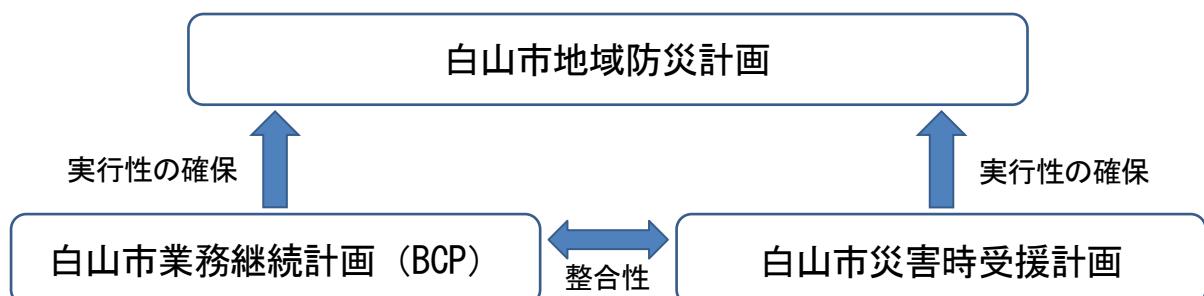
人的支援：自衛隊・消防・警察の各部隊、自治体、関係団体、民間団体・事業者等

物的支援：自治体・民間団体・国・県からの水、食料、生活用品等

2 本計画の位置づけ

本計画は、防災対策の基本となる「白山市地域防災計画」の実行性を確保するため、人的及び物的支援を受け入れるための手順を示した下位計画として位置づける。

白山市業務継続計画（BCP）において特定された、非常時優先業務を実施する優先順位と整合性を図りながら必要な資源を確保する計画とする。



3 本計画の適用

本計画は、業務継続計画において特定化された非常時優先業務等の執行に必要な資源を確保するとの観点から、適用する災害は業務継続計画体制の想定事象と整合させる。

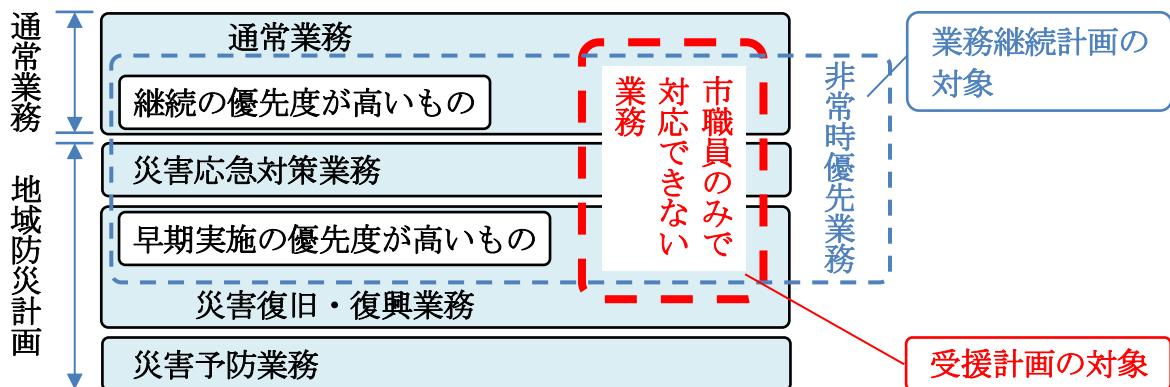
○適用する災害

- 市内で震度5強以上の揺れを伴う地震が発生したとき。
- その他、大規模災害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき。

○受援対象となる業務

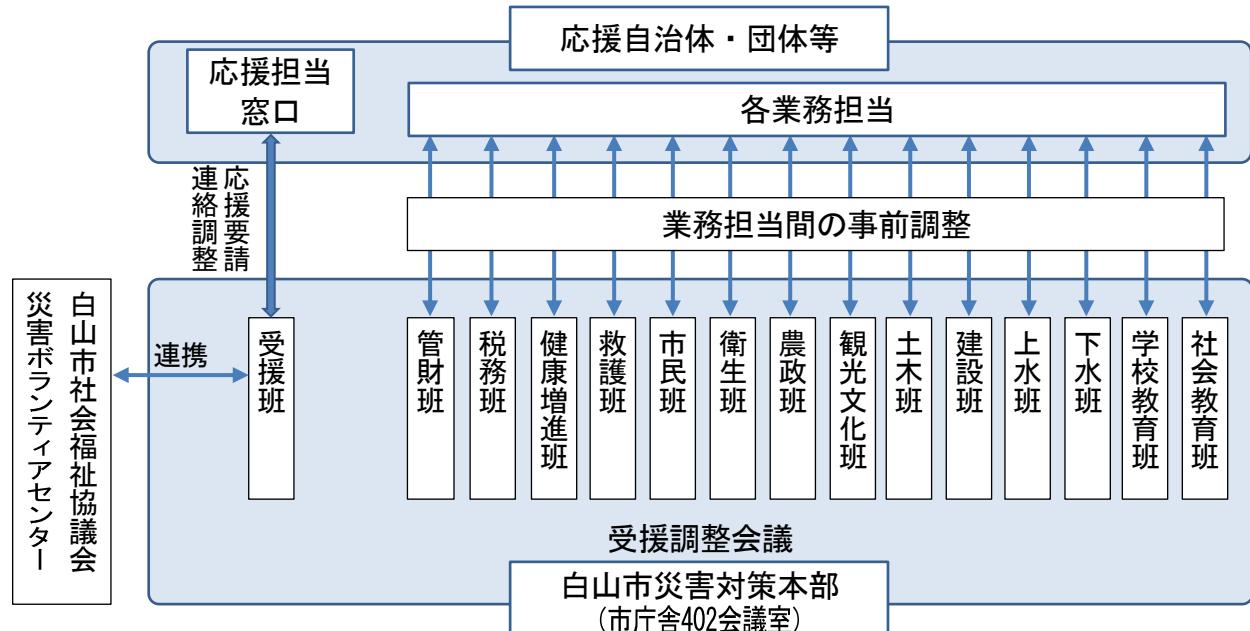
主に市職員だけでは対応することができない業務継続計画で定める非常時優先業務及び災害復旧・復興業務

※非常時優先業務とは、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度が高い通常業務



4 受援体制

全国からの人的及び物資支援を円滑に受け入れるため、受援の総合窓口である受援班を災害対策本部内に設置する。各班は応援需要の把握を行い、受援班に応援を要請し、各班で受け入れる。なお、ボランティアについては、白山市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携を行う。



(1) 受援班の役割

受援窓口	<ul style="list-style-type: none"> 受援に関する総合窓口となる。
受援調整会議の開催 (市庁舎402会議室)	<ul style="list-style-type: none"> 各班（課）の応援を必要とする業務と人数を把握するため、要請する班（課）の参加のもと調整会議を開催する。
応援要請（状況把握・取りまとめ）	<ul style="list-style-type: none"> 府内における人数（人的ニーズ）を取りまとめる。 (誰を、いつまで、どのくらいの数、応援が必要か) 府内における人的応援の受け入れ状況を取りまとめる。 (誰を、いつまで、どのくらいの数、応援を受けているか) 協定締結自治体に対し、不足する人的及び物資支援を要請する。物的支援のニーズは管財班で取りまとめを行うが、要請は受援班が行う。
資源の調達・管理	<ul style="list-style-type: none"> 人的ニーズと現状の受け入れ状況から、過不足人数を整理する。 今後求められる業務内容を各班と協議し、必要となる職員数を見積もる。 今後必要となる人的及び物的支援を要請する。物的支援の取りまとめは管財班で行うが、人的支援と同時に行う場合には一括して要請する。
応援職員への支援	<ul style="list-style-type: none"> 応援職員の宿泊場所の確保及び応援職員による定例会の開催が必要な場合にはその提供に努める。 各班（課）の業務担当窓口による適切な執行環境を把握する。

(2) 各班の役割

ア 指揮命令者

応援職員等に、業務に関する指揮命令を行う者として課長級の職員を配置する。

イ 受援担当者

指揮命令者は、必要に応じて対象業務ごとに受援担当者を定める。

受援に関する状況把握	<ul style="list-style-type: none"> 各業務における人的及び物的ニーズを取りまとめる。 (何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か) 各業務における人的及び物的応援の受け入れ状況を取りまとめる。 (何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援を受けているか)
資源の調達・管理	<ul style="list-style-type: none"> 人的・物的ニーズと、現状の受け入れ状況から、資源の過不足を整理する。 市職員と応援職員の業務分担を明らかにする。 業務の実施状況を踏まえ、今後求められる業務内容を整理し、必要な資源を見積もる。 今後、必要な人的・物的資源を要請し、配置計画を立てる。
受援班への報告	<ul style="list-style-type: none"> 上記、状況把握で取りまとめた結果を、受援班に報告する。
調整会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> 受援班が実施する調整会議に参加する。
応援職員への支援	<ul style="list-style-type: none"> 業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を準備するように努める。 受援班と連携し、応援職員の待機場所の確保に努める。

第2章 人的支援

1 人的支援の種類

区分		想定業務
初動期・応急期・復旧期	災害対策基本法に基づく応援 <ul style="list-style-type: none">・災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。・応急期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 【根拠】 <ul style="list-style-type: none">・災害対策基本法に基づく市町村長等の間（67条）・市町村長等と都道府県知事等の間（68条）	避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査など
	相互応援協定に基づく応援 <ul style="list-style-type: none">・白山市との災害時相互応援協定に基づく応援派遣。・応援期間は基本的に短期間であり、応援職員の身分の異動は伴わない。 【根拠】 <p>白山市が締結している災害時相互応援協定等</p>	協定に規定されている業務
復旧期（中期以降）・復興期	地方自治法に基づく派遣 <ul style="list-style-type: none">・地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対して職員の派遣を求めることができるもの。・復旧復興事業実施のための中・長期派遣として平成28年熊本地震においても実施された。・派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う。（派遣先の身分と併任） 【根拠】 <p>地方自治法第252条の17第1項</p>	災害査定等の社会基盤施設復旧業務など

2 受援が予想される業務

(1) 災害応急対策業務及び災害復旧・復興業務

担当班	受援対象業務	初動段階	応急段階	復旧段階	
		発災～3日後	発災～1週間後	発災～2週間後	発災～1ヶ月後またはそれ以降
管財班 (総務部)	人員、物資の輸送			→	
税務班 (総務部)	援助物資の受入・保管 及び配分・配送			→	
税務班 (総務部)	被害認定調査・り災証明の発行				
市民班 (市民生活部)				→	
受援班 (企画振興部)	コミュニティセンター施設の被害調査			→	

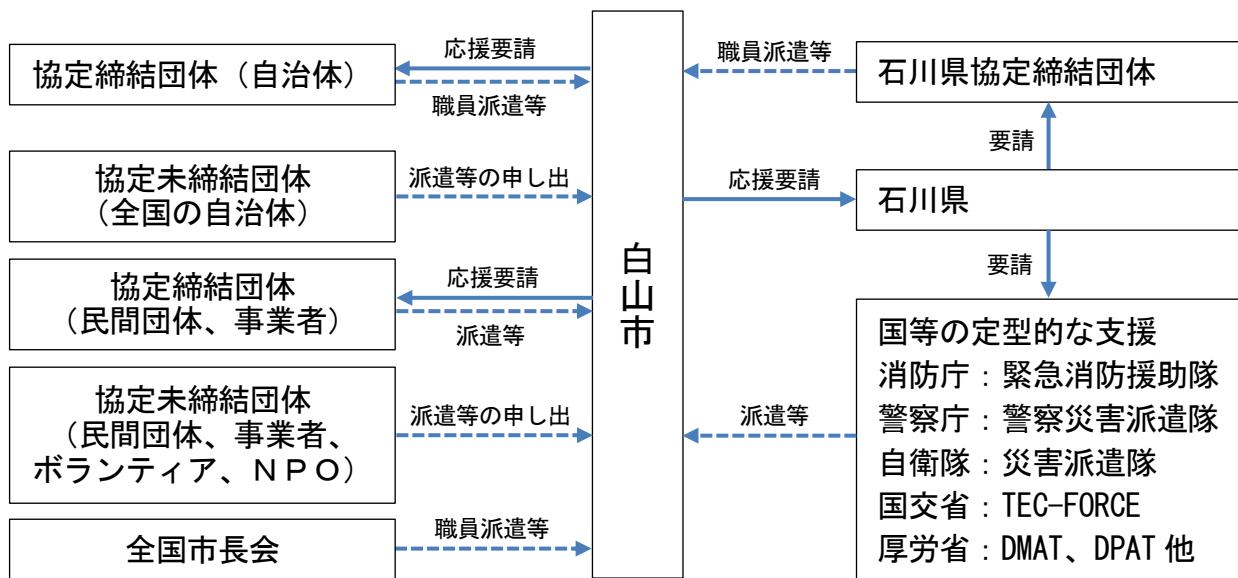
担当班	受援対象業務	初動段階	応急段階	復旧段階	
		発災～3日後	発災～1週間後	発災～2週間後	発災～1ヶ月後 またはそれ以降
受援班 (企画振興部)	災害ボランティア本部の設置・運営支援及び物資の受入・調達				→
健康増進班 (健康福祉部)	救護所の設置及び運営				→
	被災者のケア活動		→		→
救護班 (健康福祉部)	要配慮者支援				→
	福祉避難所の設置・運営支援		→		→
衛生班 (市民生活部)	災害廃棄物の運搬		→		→
	遺体収容施設の管理		→		→
農政班 (産業部)	農林水産施設の被害調査・応急復旧調査		→		→
観光文化班 (観光文化スポーツ部)	観光・文化関係施設の被害調査		→		→
土木班 (建設部)	道路・河川・橋梁被害調査、緊急道路の確保		→		→
建設班 (建設部)	応急危険度判定、民間建築物の災害復旧指導			→	
	仮設住宅建設・入居支援		→		→
上水班 (上下水道部)	水道施設の被害調査・応急復旧		→		→
下水班 (上下水道部)	下水道施設の被害調査・応急復旧、仮設トイレの設置		→		→
学校教育班 (教育部)	学校施設の被害調査・応急復旧措置		→		→
社会教育班 (教育部)	生涯学習施設の被害調査・応急復旧措置、施設管理		→		→
地区支部職員 (現地職員)	二次避難施設(指定避難所)の運営		→		→

(2) 通常業務

市 民 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡届の受理に関するこ ● 火葬場との連絡調整に関するこ ● 埋火葬許可発行に関するこ ● 住民基本台帳ネットワークシステムに関するこ ● 住民基本台帳及び戸籍に関するこ
環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物の収集・運搬に関するこ
長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅高齢者の福祉業務に関するこ
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅障害者の福祉業務に関するこ

3 人的支援の受援手順

(1) 応援・受援の概要

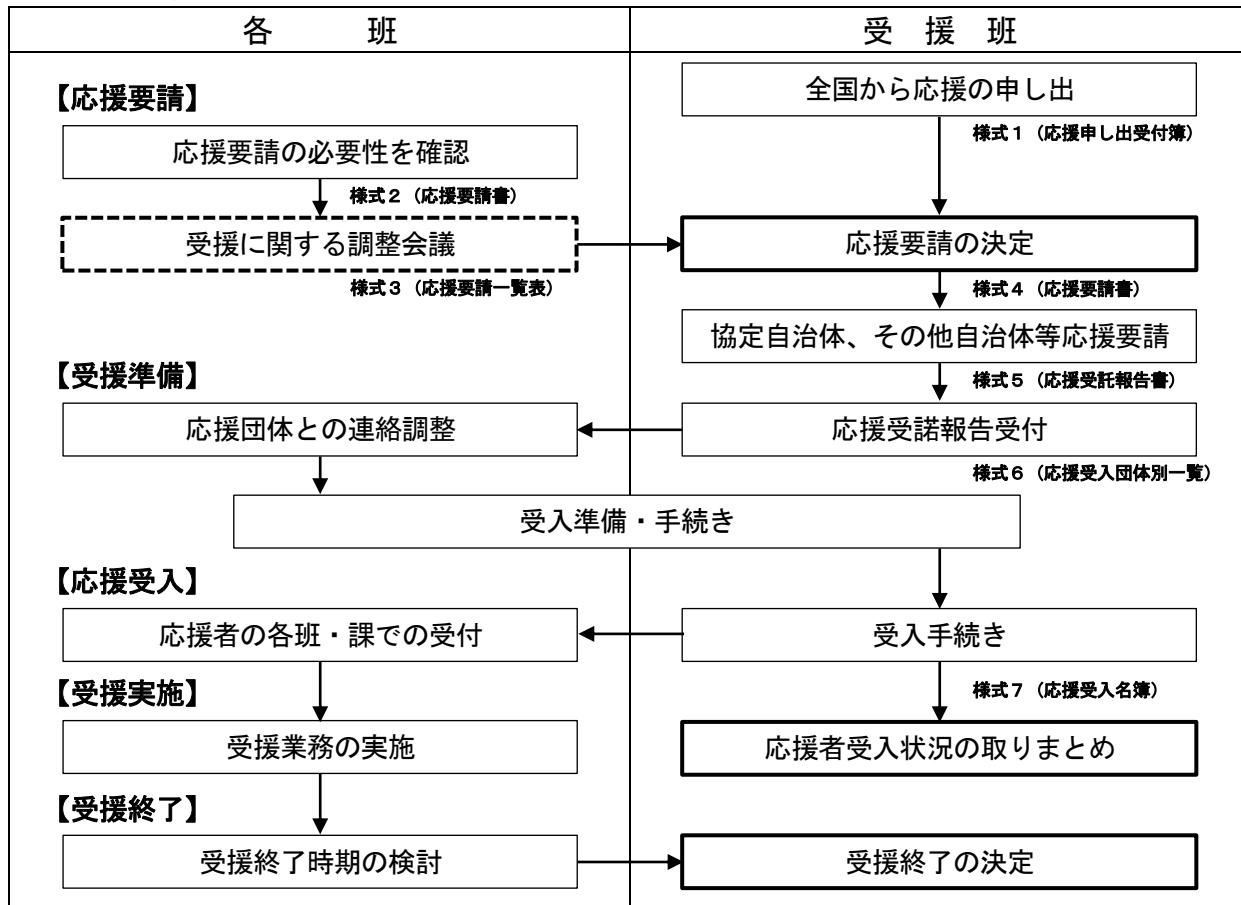


(2) 受援班による要請

ア 対象団体

- 災害時相互応援協定を締結した自治体及び団体
- 応援の申し出のあった自治体及び団体
- 全国市長会などの団体

イ 応援要請の流れ



(3) 災害対策本部による要請

ア 対象団体

自衛隊、緊急消防援助隊（消防庁）、警察災害派遣隊（警察庁）、TEC-FORCE（国交省）

イ 応援要請等の流れ

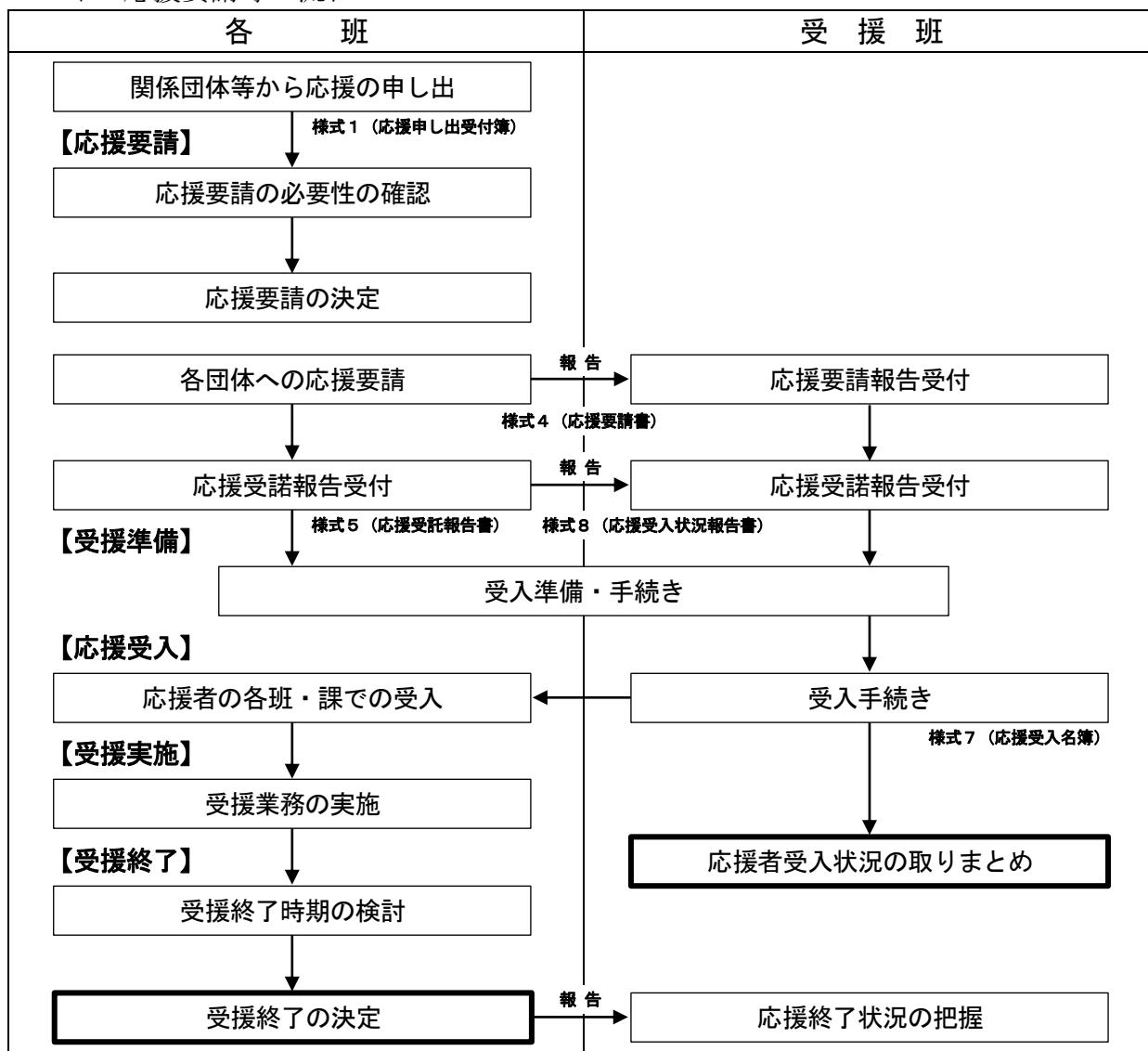
災害対策基本法又は個別に定められた方法により要請する。

(4) 各班・課による要請

ア 対象となる団体

- 各班・課の関係団体
(災害派遣医療チーム (DMAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、建設業関係団体、日本水道協会、日本下水道協会 等)
- 各班・課が所掌する業務に対し、災害時応援協定を締結した団体等
- 各班・課の業務に特化し、直接応援の申し出があった団体等
- 各班・課が緊急の状況にある場合に、直接要請したほうが円滑であると考えられる団体等

イ 応援要請等の流れ

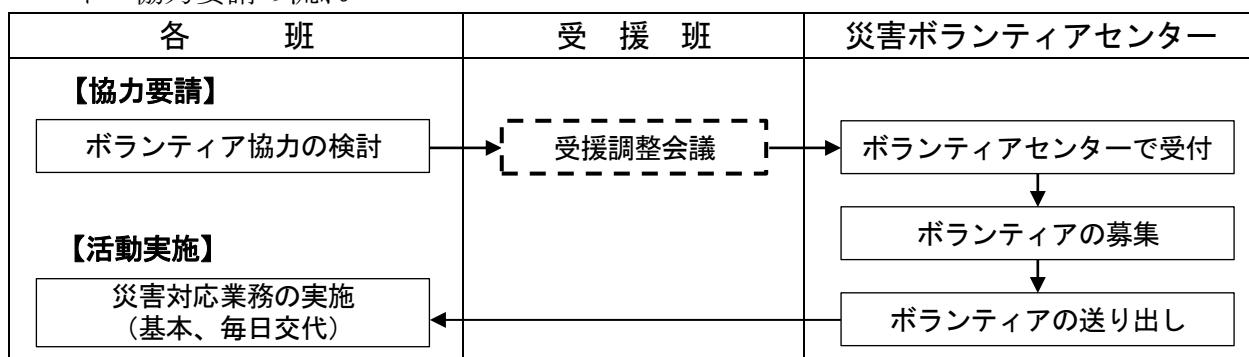


(5) 一般ボランティアによる協力要請の流れ

ア 一般ボランティアの想定業務

- 避難所でのお手伝い（炊き出し、洗濯など）
- 話し相手、子どもの遊び相手、託児代行
- ペットの世話
- 家の片付け（水害の場合は泥上げも含む）
- 暮らしのお手伝い（買い物、家事手伝いなど）
- 災害救援物資集積所での仕分け作業（救援物資の仕分けなど）
- ボランティア本部の運営
- その他、人手を必要とする業務など

イ 協力要請の流れ

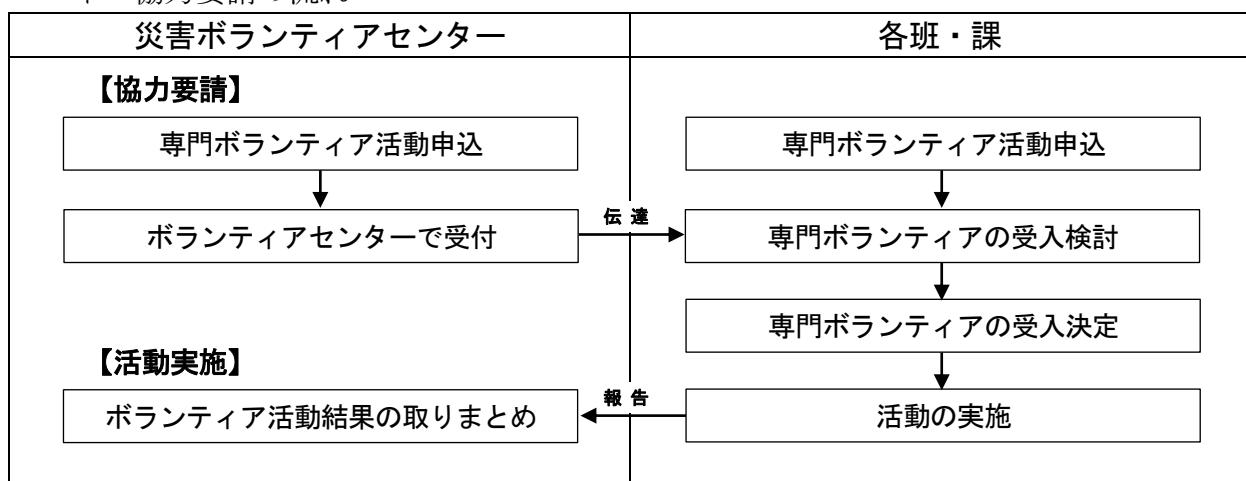


(6) 専門ボランティアによる協力要請の流れ

ア 想定される専門ボランティアの想定業務

- 外国語通訳
- 獣医師、動物愛護団体
- 医師・薬剤師・看護師・保健師・精神保健福祉士・助産師・社会福祉士
- 土地家屋調査士（り災証明関係）
- 建築士、応急危険度判定士
- 土木、建築業者、被災宅地危険度判定士
- 水道、下水道事業者

イ 協力要請の流れ



4 応援職員への携行要請物資

災害の規模や被災の状況により応援者への物資等の提供が困難であることも想定されるため、応援者に対して相当日数の物資等の携行を要請する。

<input type="checkbox"/> 食料・飲料水 <input type="checkbox"/> 寝袋、毛布等 <input type="checkbox"/> 携帯電話、無線等通信機器 <input type="checkbox"/> 個人装備品（防寒着、ライト、ヘルメット、マスク、手袋等）	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 携帯トイレ <input type="checkbox"/> 車両等移動手段及び燃料 <input type="checkbox"/> カーナビゲーション、地図
--	--

5 応援職員等の受入れに関する支援内容

応援職員の受入れにあたり、業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保し提供に努める。応援職員の多くは、短期派遣であっても数日間は滞在することとなるため、宿泊場所の情報提供など、必要最小限の便宜供与を行う。

(1) 応援職員への支援内容

項 目	内 容
宿泊場所の提供	<ul style="list-style-type: none">応援職員の宿泊場所は、市内の宿泊施設又は公共施設を確保することを基本とするが、市内での確保が困難である場合には、市外の施設を含めて斡旋する。
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none">応援側の現地本部として執務できるスペースや活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り確保し、提供する。応援側の駐車スペースの確保に努める。
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none">執務を行う上で必要となる文具や必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none">執務できる環境として、可能な範囲で机、イス、電話、インターネット回線等を用意する。

(2) 市内の主な宿泊施設

名 称	所 在 地	電話番号
ホテルルートイン美川インター	鹿島町2号1番地	
グランドホテル白山	西新町152-7	
ニュー松任ターミナルホテル	相木2丁目9-1	
松任ターミナルホテル	東三番町28	
一里野温泉 ホテルつるのや	尾添レ34-5	
一里野高原 ホテルろあん	尾添チ70-4	
一里野温泉 ホテル牛王印	尾添リ60-12	
ホテル丸尾ビレージ	尾添チ70-6	

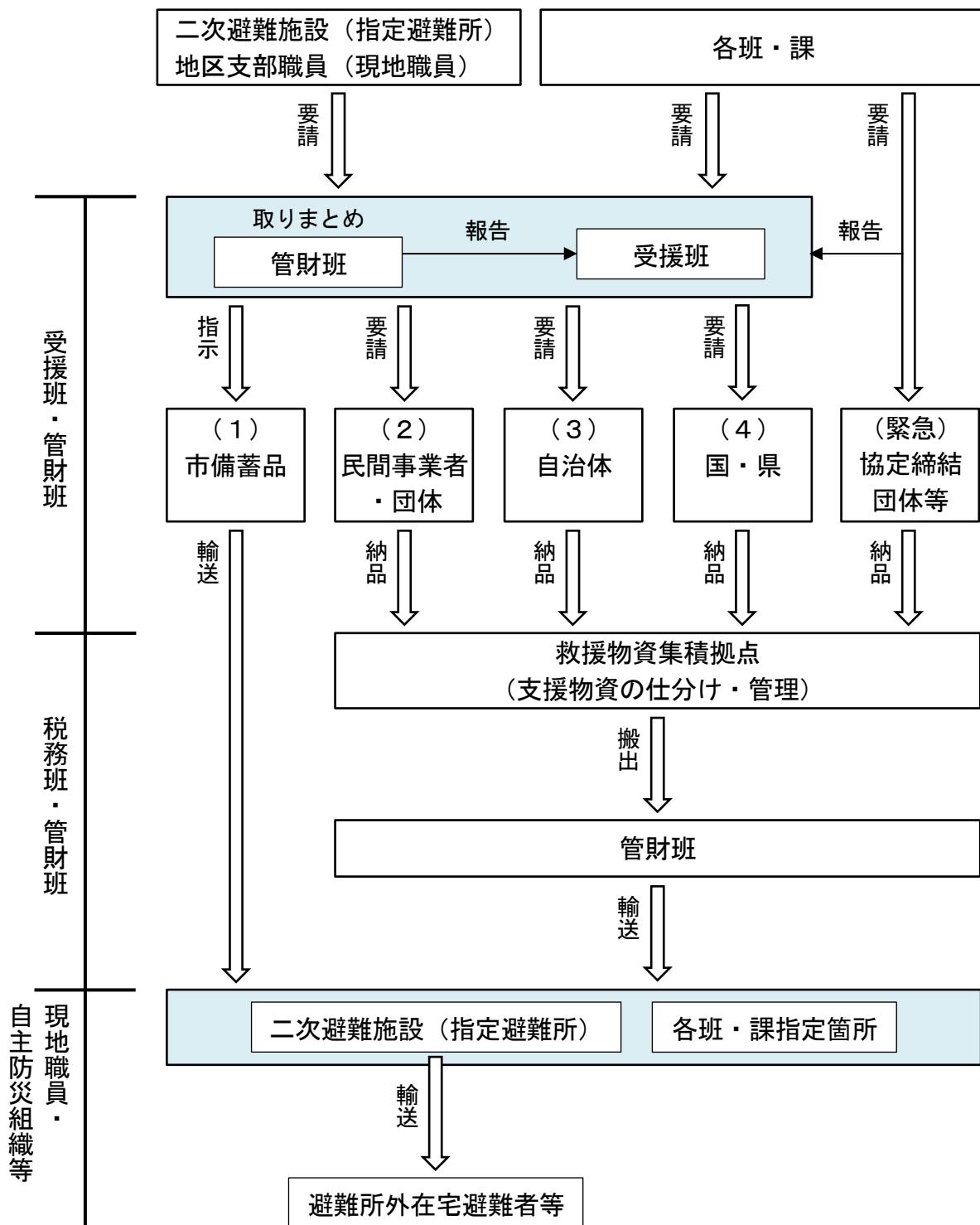
※白山市観光連盟HPより

第3章 受援体制の確立

1 物的支援の概要

食料や物資などの要請は、各班・課及び避難所からの要請に区分される。

はじめに、市備蓄品を支給し、要請については、民間事業者・団体、全国の自治体、国・石川県の順とする。



2 物的支援の受入れ方法

区分	説明
市備蓄品	<ul style="list-style-type: none">二次避難施設にある食料・物資については地区支部職員、避難所運営委員会の判断により避難者等に配付する。各班・課、二次避難施設から要請があった場合には、消防本部防災倉庫及び防災拠点施設にある物資の輸送を管財班及び各支所・市民サービスセンターに手配する。
民間事業者・団体 (協定締結・未締結)	<ul style="list-style-type: none">災害協定を締結している民間事業者や団体、未締結の民間事業者等からの提供による物資及び一般の民間事業者への発注により物資を調達する。各班・課からの要請に基づき管財班が取りまとめ、受援班が協定を締結している民間事業者に物資の納品を要請、調達する。要請した物資は救援物資集積拠点に届くため、税務班は在庫管理を行い、避難所までの輸送を管財班に手配する。
全国の自治体 (協定締結・未締結)	<ul style="list-style-type: none">災害時相互応援協定自治体、全国市長会、申し出のあった自治体等に支援を要請し、調達する。管財班が取りまとめた結果に基づき、受援班が協定締結自治体等に物資の提供を要請し、調達する。
国・石川県	<p>【発災直後から概ね3日間】</p> <ul style="list-style-type: none">災害対策本部(受援班)は、県が輸送する物資の受入拠点を開設し、県に報告する。 <p>【発災3日目から1週間程度】</p> <ul style="list-style-type: none">受援班は国が実施するパッケージ型支援物資の品目(食料、毛布、紙おむつ、育児用調製粉乳、携帯・トイレ・簡易トイレ)にないものに限り、県に対して要請を行う。
各個人・団体からの救援物資	<ul style="list-style-type: none">不特定多数からの小口の救援物資については、仕分け、保管等に多大な労力及び時間がかかるため、原則として受け入れないことを広報する。
その他	<ul style="list-style-type: none">各班・課が緊急により要請し、調達する場合は、納品場所や物資名、数量等を管財班に報告する。

3 救援物資集積拠点

国・県・全国の自治体等からの救援物資は、下表の救援物資集積拠点施設で受入れることとするが、収容スペースを超えた場合は、他の公共施設又は民間事業者に委託し、集積場所の確保に努めることとする。

施設名	地域	所在地	敷地面積(m ²)
松任総合運動公園(屋内運動場)	松任	倉光四丁目22	185,000m ²
市民交流センター	松任	倉光二丁目1	37,062m ²
白山市立野球場	松任	黒瀬町785	50,190m ²
美川文化会館	美川	美川中町イ16-6	7,379m ²
白山郷公園	鶴来	鶴来大国町口125-2	72,000m ²
旧吉野谷支所	吉野谷	市原丁25	4,571m ²

第4章 防災関係機関別の受援体制

1 地方公共団体（白山市地域防災計画 第3章 第1節 初動体制の確立）

(1) 県・他市町村

市（本部長）は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他市町村長に次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

- 災害の状況
- 応援を要請する理由
- 応援を要請する区域及び範囲、内容
- 応援を必要とする期間
- その他必要な事項

(2) 災害時相互応援協定に基づく受援

市（本部長）は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、応援協定に基づき、他自治体、指定行政機関、各種団体等に対して応援を要請する。なお、受入については「第2章 人的支援 3 人的支援の受援手順」のとおりとする。

2 自衛隊（白山市地域防災計画 第3章 第8節又は第11節 自衛隊の災害派遣）

(1) 派遣要請

市内における応急対策のため、自衛隊の派遣が必要なときは、市長は次の事項を明らかにした文書で知事に要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で行い、事後速やかに文書を送達するものとする。

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- 現に実施中の応急措置の概要
- 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者
- その他参考となるべき事項

通信の途絶により、知事に要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又は指定する最寄りの自衛隊の部隊の長にその内容を通知し、速やかに知事にその旨を通知する。

また、緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊の判断で部隊等を派遣することができる。

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	
航空自衛隊	第6航空団指令	防衛部防衛班長	

(2) 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、次のとおりとする。

なお、災害派遣を命じられた部隊等の長は、市長又は市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって被害の状況を把握
避難の援助	避難の指示等が発令された場合、避難者の誘導、輸送等
遭難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、負傷者等の搜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する土のうの作成及び運搬、積み込み等
消防活動	利用可能な消防車、その他防火用具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊又は障害物がある場合の啓開、除去
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急医療、救護及び防疫（薬剤は市から提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
援助物資の無償貸付又は譲渡	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理布令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資の無償貸与又は譲渡
危険物の保安及び除去	能力上可能な火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

市本部は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

なお、宿営場所については、指定避難場所と重複しないようにする。

用途	施設名	所在地	備考
事務室	市民交流センター	倉光二丁目1	4階研修室A又はB
宿 営	松任総合運動公園武道館	倉光四丁目22	屋内
	白山郷公園武道館	鶴来大国町口125-2	屋内
	旧白山瀬女高原スキー場駐車場	瀬戸丑114-1	野営
	白山白峰温泉スキー場駐車場	白峰二130	野営
駐車場・ 資材置場	松任総合運動公園西側駐車場	倉光四丁目22	駐車台数 240台
	白山郷公園駐車場	鶴来大国町口125-2	駐車台数 260台
	旧白山瀬女高原スキー場駐車場	瀬戸丑114-1	駐車台数 100台
	白山白峰温泉スキー場駐車場	白峰二130	駐車台数 100台

※駐車場は宿営及び資材置場を兼ねるため、記載してある駐車台数から減少する場合がある。

3 緊急消防援助隊

(1) 応援要請（白山市地域防災計画 第3章 第7節又は第10節 消防活動）

市長（本部長）は、災害の状況により市の消防力及び市内消防団の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

(2) 指揮者（消防長）による要請

緊急消防援助隊の応援等要請については、「白山野々市広域消防本部受援計画」に基づき実施する。

災害に関する応援協定等の区別一覧

(令和6年11月7日現在)

【地方公共団体との協定】11協定

No.	協定名	締結日	相手方
1	石川県消防広域応援協定	平成3年8月1日	石川県、県内市町、県内広域事務組合
2	白山市・勝山市災害時相互応援協定	平成17年9月1日	勝山市
3	金沢市・白山市消防相互応援協定	平成17年12月1日	金沢市
4	石川県内市災害時相互応援協定	平成24年1月25日	県内全11市
5	災害時等の相互応援に関する協定	平成24年5月15日	志賀町
6	白山市・藤枝市災害時相互応援協定	平成24年11月5日	藤枝市
7	石川県消防防災ヘリコプター支援協定	平成26年4月1日	石川県、県内市町、県内広域事務組合
8	白山市・野々市市・川北町災害時相互応援協定	平成26年7月1日	野々市市、川北町
9	白山市・野々市市消防相互応援協定	平成27年12月1日	野々市市
10	白山市・川北町消防相互応援協定	平成29年9月1日	川北町
11	白山市・能美市消防相互応援協定	平成29年10月1日	能美市

【指定地方行政機関との協定】2協定

No.	協定名	締結日	相手方
1	災害時の情報交換に関する協定	平成23年3月1日	国土交通省北陸地方整備局
2	林野災害時等における無人航空機等を活用した活動支援に関する協定	平成30年5月30日	石川森林管理署

【指定公共機関との協定】3協定

No.	協定名	締結日	相手方
1	白山市と白山市内日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	令和元年10月25日	市内各郵便局
2	津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定	平成26年10月29日	中日本高速道路㈱金沢支社
3	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	平成29年5月9日	西日本電信電話㈱金沢支店

【指定地方公共機関との協定】2協定

No.	協定名	締結日	相手方
1	緊急放送に関する協定	平成17年11月1日	㈱あさがおテレビ
2	地域BWA無線環境の提供に関する協定	令和2年12月4日	㈱あさがおテレビ

【その他公益的事業を営む法人等との協定】9協定

No.	協定名	締結日	相手方
1	災害時の医療救護に関する協定	平成17年10月1日	(社)白山ののいち医師会
2	災害時における医療救護活動に関する協力協定	平成17年11月1日	(社)石川県柔道整復師会

3	災害時における石川県隊友会の協力に関する協定	平成24年 5月31日	(公社)隊友会石川県隊友会
4	白山市と学校法人金沢工業大学との包括連携に関する基本協定	平成25年 5月 9日	学校法人金沢工業大学
	白山市と学校法人金沢工業大学との包括連携に関する基本協定に基づく災害・防災対策に関する事項に係る実施協定	令和 2年 3月 6日	
5	災害時における被災者支援に関する協力協定	平成27年 2月20日	石川県行政書士会
6	白山市の防災力向上に係る連携・協力に関する協定	平成29年 9月29日	損害保険ジャパン(株)金沢支店
7	災害時避難施設に係る情報提供に関する協定	令和 3年 9月30日	(株)バカン
8	災害時福祉活動支援に関する相互連携協定	令和 5年10月23日	(福)白山市社会福祉協議会 松任ライオンズクラブ 美川ライオンズクラブ 鶴来ライオンズクラブ
9	「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業」に関する協定	令和 5年11月17日	(公財) B & G財団

【避難所の設置運営に関する協定】12協定

No.	協 定 名	締 結 日	相 手 方
1	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (かわち保育園)	平成26年 4月 1日	(福)とりごえ・かわち会
2	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (あいのき保育園)	平成27年 9月 1日	(福)相木福祉会
3	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (あさひ保育園)	平成27年 9月 1日	(福)福志会松任
4	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (いしかわこども保育園)	平成27年 9月 1日	(福)いしかわ福祉会
5	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (はまなす保育園)	平成27年 9月 1日	(福)松任福祉会
6	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (ぶじょう保育園)	平成27年 9月 1日	(福)出城福祉会
7	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (鶴来農村環境改善センター)	平成28年 4月 1日	白山農業協同組合
8	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (松任高等学校)	平成29年12月 1日	石川県立松任高等学校
9	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (翠星高等学校)	平成30年 4月 1日	石川県立翠星高等学校
10	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (鶴来高等学校)	平成30年 4月 1日	石川県立鶴来高等学校
11	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (千丈温泉清流)	平成30年 7月25日	(株)中央設計技術研究所
12	災害発生時における避難所の設置運営に関する協定 (白山青年の家)	令和 2年 2月19日	石川県教育委員会

【福祉避難所における人的支援に関する協定】3協定

No.	協定名	締結日	相手方
1	福祉避難所における人的支援に関する協定	平成23年 7月20日	(福)白山市社会福祉協議会
2	福祉避難所における人的支援に関する協定	平成23年 7月20日	(福)手取会
3	福祉避難所における人的支援に関する協定	平成23年 7月20日	(株)ニチイ学館

【物資供給に関する協定】23協定

No.	協定名	締結日	相手方
1	災害時における飲料水の供給に関する協定	平成22年 9月28日	北陸コカ・コーラボトリング(株)
2	災害時における救援物資の提供に関する協定	平成23年 8月 9日	わらべや東海(株)
	災害時における救援物資提供に関する協定に伴う応援協定		わらべや日洋(株)
3	災害時における食料及び生活必需物資の供給・確保に関する協力協定	平成24年 2月 8日	石川県生活協同組合連合会(8構成組合)
4	災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成24年 8月28日	松任市農業協同組合
	災害時における食料及び生活必需物資の供給・確保に関する協力協定		
5	災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成24年 8月28日	白山農業協同組合
	災害時における食料及び生活必需物資の供給・確保に関する協力協定		
6	災害時における支援協力に関する協定	平成24年 9月 5日	セツツカートン(株)
7	災害時における飲料水の供給に関する協定	平成26年 1月16日	クリーンライフ(株)
8	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成26年 2月28日	(株)ナガワ
9	災害時における支援協力に関する協定	平成26年10月24日	生活協同組合コーピーしかわ
10	災害時における物資の供給に関する協定	平成27年 2月25日	NPO法人コメリ災害対策センター
11	災害時における畳の提供に関する協定	平成27年 4月 7日	「5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会」
12	災害時における物資の供給に関する協定	平成27年11月 6日	みづほ工業(株)
13	災害時における物資の供給及び空調工事等の施工に関する協定	平成30年 4月23日	三谷産業(株)
14	災害時における物資供給に関する協定	令和元年12月 2日	(株)ナフコ
15	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	令和 2年 2月28日	(株)アクティオ
16	災害時における物資供給に関する協定	令和 2年 6月 3日	(株)歯愛メディカル
17	持続可能な開発目標(SDGs)における電気自動車の利活用推進に関する協定	令和 2年11月12日	(学)金沢工業大学・日産自動車(株)・北陸電力(株)・米沢電気グループ
18	災害時における避難所用簡易間仕切り等の供給に関する協定	令和 3年 2月 2日	NPO法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク
19	災害時における支援協力に関する協定	令和 3年 2月24日	イオンリテール(株) 北陸信越カンパニー支社
20	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定	令和 3年 3月 1日	太陽工業(株)、(株)太陽テント北陸

21	健康増進に関する包括的連携協定	令和 3年 7月14日	大塚製薬(株)
22	災害時における物資供給等に関する協定	令和 4年12月22日	美川ライオンズクラブ
23	災害時における電気自動車等による電力供給に関する協定	令和 6年11月 5日	(株)ホンダサロン石川

【応急対策に関する協定】18 協定

No.	協 定 名	締 結 日	相 手 方
1	災害等における応急対策工事に関する協定	平成18年 7月 7日	白山市鶴来地域災害対策協議会 (39社:土木14社、電気5社、建築10社、水道10社)
2	災害等における応急対策活動に関する基本協定	平成18年 8月22日	白山市管工事協同組合
	災害時における応急対策工事に関する細目協定	平成18年10月18日	
3	災害等における応急対策活動に関する基本協定	平成18年 9月 6日	白山麓育林研究グループ (7社:板尾造林組合、尾添造林組合、(株)桑木、佐良造林組合、(株)白峰産業、(株)てどり、(株)北昌)
4	災害等における応急対策活動に関する基本協定	平成18年 9月28日	(一社)白山・石川建設業協会 ※H29. 6. 1より (一社)白山野々市建設業協会に名称変更
	災害時における応急対策活動に関する細目協定	平成18年 9月29日	
5	災害等における応急対策活動に関する基本協定	平成20年 9月 4日	石川県電気工事工業組合 (472社うち白山支部42社)
6	災害時における電気設備の応急対策活動に関する協力協定	平成21年 3月 3日	(財)北陸電気保安協会
7	災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成21年11月10日	白山緑化協同組合 (16社)
8	災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成22年 3月10日	(社)石川県エルピーガス協会石川支部 (39社:松任18社、野々市8社、美川1社、鶴来7社、手取5社)
	災害時における緊急用燃料の供給・確保に関する細目協定		
9	災害時における応急対策業務に関する協定	平成22年 4月 1日	(公社)日本下水道管路管理業協会中部支部石川県部会 (15社)
10	日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定	平成22年 5月14日	日本水道協会石川県支部、石川県、県内17市町 (金沢市、川北町を除く)
11	災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成25年 1月15日	白山市塗装組合 (10社)
12	災害時における応急対策活動に関する基本協定	平成25年 1月15日	白山市防水工事業組合 (8社)
13	災害時における応急対策活動に関する協定	平成26年 2月20日	白山市建築設計監理協会
14	災害時における応急対策活動に関する協定	平成26年 3月20日	白山市さく井業災害対策協議会
15	災害時における応急対策活動に関する協力協定	平成27年 2月27日	石川県瓦工事協同組合
16	白山市・オリジナル設計株式会社災害支援協定 (下水道等施設の災害支援)	平成31年 4月16日	オリジナル設計(株)

17	災害時における応急対策工事に関する協定	令和 3年 8月23日	美川建設友の会 (20社:土木7社、建築6社、電気2社、管工事4社、造園1社)
18	災害時等における車両の移動等に関する協定	令和 6年11月 7日	エートス協同組合

【廃棄物処理等に関する協定】2 協定

No.	協 定 名	締 結 日	相 手 方
1	災害時廃棄物の収集運搬等に関する協定	令和 3年11月 2日	(株)トスマク・アイ
2	災害時における廃棄物処理に関する協力協定	令和3年11月 2日	(一社)石川県産業資源循環協会

【施設利用に関する協定】9 協定

No.	協 定 名	締 結 日	相 手 方
1	災害時における使用および提供に関する協定	平成25年 3月21日	(株)北國銀行
2	災害時における使用および提供に関する協定	平成25年 3月21日	(合)松任駅南ビル
3	災害時における避難所等としての使用に関する協定	平成25年 3月21日	(株)エイム
4	災害時における入浴支援施設としての使用に関する協定	平成25年 7月30日	石川県公衆浴場業生活衛生同業組合白山支部
5	災害時における避難場所の使用に関する協定	平成28年12月27日 令和 2年 9月 7日	北陸信用金庫 はくさん信用金庫(社名変更)
6	災害時における施設使用及び物資提供に関する協定	平成29年 7月 5日	白山比咩神社
7	災害時における避難施設等の使用に関する協定	令和 3年 1月14日	イオンモール株
8	災害時における施設使用及び物資提供に関する協定	令和 3年 8月23日	(株)金沢村田製作所
9	ペット同伴避難所に関する協定	令和 6年 9月19日	学校法人国際ビジネス学院

